

『定期傭船契約において早期返船した場合の船主の被った損害額の算定につき、返船時の売船価額と契約上の返船時期における市場価額との差額を控除すべきか?』

Fulton Shipping Inc of Panama vs Globalia Business Travel S.A.U. of Spain (The "NEW FLAMENCO") [2014] EWHC1547 (Comm)

【事案】

小型クルーズ船“NEW FLAMENCO”（以下「本船」という）は、2004年2月13日、NYPE書式に基づきスペインを代表する観光グループに定期傭船に出され、その後当時の船舶管理会社が本船を買取り、船主の地位を引き継いだ。船主と傭船者は、傭船期間を2007年10月28日まで延長したうえ、さらに2009年11月2日まで延長した。ところが、傭船者は、2007年10月28日に本船を返船すると主張したので、同年8月1日、船主はそれを予測される契約履行の拒絶とみなして、契約解除を受諾した。船主は、本船が同年10月28日に返船された後直ちにUS\$23,765,000で売却した。

船主は、傭船者に対して賠償を求めて仲裁を提起した。その後リーマンショックのため世界的な金融危機が起こり、契約上の返船時期である2009年11月における本船の市場価額はUS\$700,000であった。

船主は、2009年11月までの2年間の定期傭船で得られた純益に相当する金額を請求した。傭船者は、売船により得られた利益と契約上の返船時期の市場価額との差額を損害から控除すべきであると主張した。

仲裁廷は、傭船者の主張を認めたため、船主が高等法院に上訴した。

【判決】

船主は、契約違反や損害軽減措置から得られた利益が契約違反により被った損害と同種でない限り、損害から控除されないものであり、船主が売船により得られた利益は、被った損害とは同種類ではないと主張した。また、売船により本船の維持費用の負担を免れているが、これは合理的な損害軽減措置として損害から控除されるべきであるが、売船により得られた利益と契約違反との間に因果関係が存在せず、その利益は所有者である船主に帰属するもので、傭船者が享受することはできないと主張した。他方、傭船者は、仲裁判断では損害軽減に関するルールを適法に適用しており、本船の売船は契約違反に起因する合理的な損害軽減防止措置であること、売船により得られた利益が契約違反に起因することは事実であるので、仲裁法69条により、上訴審では争えないと主張した。

裁判所は、関連判決例を検討したうえで、以下のとおり判示し、船主の主張を認めた。

契約の相手方が得た利益が、契約違反に基づく損害から控除されるか否かを一義的に定める一般的なルールは存在しない。損害から控除される利益は、契約違反との間に因果関係が必要である。これは、単に契約違反に起因するものでは足りない。損害軽減措置が合理的なビジネス判断であるというだけでは、その利益と契約違反との間に因果関係が存在することにならない。契約違反に関わらず、契約当事者が自己の責任で行う取引から利益を得る場合、利益と契約違反との間に因果関係が存在しないことを示すものである。契約違反や損害軽減措置から得られた利益が契約違反により被った損害と同種であることまで必要ではないが、このような相違は、因果関係が存在しないことを示すものである。また、因果関係は必要要件であるが、十分要件ではない。因果関係が存在する場合であっても、正義、公平および公序の点から特定の利益については損害から控除されない場合がある。特に、契約の相手方が自身の利益として得ている以上、契約不履行者がその利益を享受することは公平および正義に反するであろう。

本件では、売船して得た利益は、契約違反と因果関係を有しないのであるから、損害からは控除されない。船主は、2007年10月に本船を売却してUS\$23,765,000を得たが、その2年後には金融危機により市場価額が下落して本船の価値はUS\$7,000,000となった。この差額は、契約違反とは無関係に市場が下落したから生じたのである。船主がそのような利益を得たことは、契約違反と因果関係を有するものではない。それは船主が自己の責任で行ったビジネス上の判断によるものである。船舶の資本的価値の変動に関する限り、売船の判断は契約違反とは無関係である。

さらに、船主が適切な時期に市場で売却するという判断により得た利益を傭船者に享受させるのは正義および公平に反するであろう。これは契約違反に起因して保険金や年金を受け取った場合と類似する。

【コメント】

本判決では、定期傭船契約の定期傭船者による違法解約の場合に船主が当該船舶を売却して得られた利益は、船主の損害から控除すべきでないと判断された。違法解約の場合に船主は売船する自由を有するのであり、その利益は契約違反とは直接の関係はないであろう。